

# 平成 16 年度 第 7 回熊本県環境影響評価審査会

## 議事概要

### 1 日時

平成 17 年 2 月 23 日(水) 午前 10 時から午前 11 時 50 分まで

### 2 場所

熊本テルサ 2 階「りんどう・つばき」

### 3 出席者

#### (1)熊本県環境影響評価審査会

木田会長、石田委員、板楠委員、内山委員、江端委員、北園委員、古賀委員、高添委員、竹村委員、田島委員、長谷委員、林委員、福田委員(全委員 13 人出席)

#### (2)事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

村山環境生活審議員、宮崎主幹、小田原主幹、小澤参事、河野主事

#### (3)事業者等

熊本県林務水産部漁港課 田中漁港課長 他 14 人

#### (4)傍聴者等

傍聴者 1 人、報道関係者 1 社

### 4 議題

「塩屋漁港広域漁港整備事業」環境影響評価方法書について

### 5 議事概要

#### (1)事業及び環境影響評価の概要について

事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明。

#### (2)熊本県環境影響評価審査会意見(案)について

主な審議内容は次のとおり。

#### 審議内容

##### 委員

2 点あるが、まず、複数の候補地の中からはなぜこの地が選ばれたのか、というのが第 1 点目。

第 2 点目は、私の方から皆様にお配りした資料の中で、この地域の埋立計画書というものがあるが、事業者にお聞きしたいが、これはどこから出てきたものか。私はある人から頂いたが、このように計画が 3 段階に分けられている。また、塩屋漁港の最初に既に埋め立てた部分の反省にたつて、今回のアセスを行う必要がある、というこの 2 点である。

最初の件であるが、県の方から既に頂いている「受入候補地の選定根拠について」の資料の中で、9地点の候補地があり、このうちD地点が塩屋漁港である。これを見ると、総合点が70点で、一番点数が低いのでここに選定した、となっている。しかし、この内容を詳しく見ると、環境面のところで、「海生生物の種類・影響」とあるが、この摘要の欄に、「ムツゴロウ、シオマネキ、貝類等」とある。貝類とあるが、前回埋め立てた時には、ここには、絶滅寸前種が4種類ほどいた。ヒロチカノガイ、センパイワケチ、シノミガイ、ワカラツホが絶滅寸前種で、そして、県からもう一枚送付された資料を見ると、それには絶滅寸前種が存在する場合は、絶対回避となっている。そして、その場合は、点数は50点となる。そうすると、この点数が現在の30点から50点となる。それから、私自身が海岸に打ち上げられている貝を集めてきたが、この中には、ハイガイが入っている。これは絶滅寸前種にあたる。それから、イボキサゴもあり、これは絶滅危惧種である。そういうことからすると、この点数は、どちらにしても50点にあがるはずである。貝類とほかしてあるが、具体的に書くべきである。これをきちっと書くと50点になる。

それから、その下になるが、「渡り鳥の飛来は少ない地域」であるとして0点とあるが、私がここに調査に行ったところ、この写真はその時私がデジカメで撮ったものであるが、ご覧のように渡り鳥が盛んに来ている。これはカモ類が多く写ったものであるが、ここは渡り鳥にとっては非常によい場所であることが分かる。それであれば点数配分は、0点でなく10点になる。もう少し上げたいところではあるが、「回避が望まれる」という段階に当たる。

その下の「自然海岸の消滅」という欄は5点とあるが、これが上の2つに比べると自然海岸が5点とは非常に低く見積もった数字だと思う。私個人的には原則回避30点ぐらい上げてほしいと思うが、そう上げなくても、絶滅寸前種で50点、渡り鳥で10点となり、総点で70点から100点になる。それから自然海岸の消滅ということも30点に上げるなら、125点になる。少なくとも、この地点は100点から125点になると、最初の9地点の中で、100点以上は、そんなに多くはない。そうすると、この場所の選び方に最初から問題があったということになる。これが第1点目である。そして、この誤りの選定のまま進んでいいのか、というのが1つの大きな問題である。第2点目であるが、お配りした資料の中で、既に塩屋で埋立が行われたところであるが、ここには貴重種がズラリと並んでいる。これを見ただけでハッと思ったのだが、環境省が普通だったら絶対認めない状況である。ではなぜ認められたのか、私なりに調べて理解したが、その時、この場所の貴重種を戸馳島の方に移植している。なぜ戸馳島かという、ここと非常に似た環境であるということによって移されている。ところが、以前からそういう種類がない場所に移せば、私は直感で絶滅してしまっているのではないかと思った。それで、調べに行ったところ、案の定、絶滅し、移植自体が失敗している。そういうことが既に起きている。県では移植の後、調べられたのか、これもお聞きしたいが、おそらく調べていないと思う。移植したらそれで終わりとなっているのではないか。ここは、環境省の湿地500選の1つに選ばれている。それを環境省が認めるのは、私は納得いかない。そういう場所であり、そしてこの海岸全体から見ると一番重要な場所であった。潮汐作用によって、干潟が発達

して、高潮線よりの所にヨシ原が出来上がって、そして貴重種がこんなにたくさんいた。しかし、埋め立てで、移植によって絶滅してしまった。だから、この反省に立って、今回のアクセスを進めないと同じことを繰り返してしまう。既に私がこの海岸で調べた貝の中には、ハイガイという絶滅寸前種が入っている。おそらくきちっと調べれば他にも出てくるはずである。そういう今までの経緯から、それを回復する処置もあると思う。海水の湿地帯を埋立地の公園予定地などに造れば、きれいに回復すると思う。移植はうまくいかない。底生生物には、必ず幼生のプランクトン時代がある。そのプランクトンは、有明海全体に分散していく。分散し海で育て、その後、回帰する。例えばこの場合は、マガロバ幼生という形で帰ってきているが、適切な場所があるまで2週間くらい探す。そういう期間があるため必ず帰ってくる。八代海の移植した場所に定着していないのは、最初からそういう種がない場所に移植したのだから定着しないのは当たり前である。そのような二の舞を踏まないようにするため、湿地を造ってやれば、これらの貴重種の少なくとも半数以上は、回復してくると思う。公園にするよりも、私はそうした方がよいと思う。さらに、ビックリするのは、図面の下の方には宅地とある。最初は公園を造るという話であったが。

今は、環境アクセスであり、閣議アクセスとは違う。私は国土交通省の委員もしていたが、国土交通省の場合はその切り替えが非常に早い。実際に担当した高速道路の場合も、マガカが出てきただけで、それをマガカの場所を保護するという体験をした。それに比べると、この成り行きを見ると、県は閣議アクセスから環境アクセスへの切り替えがまだ完全にできていないのではないかと考える。

#### 委員

他の委員も依頼されたかもしれないが、最初にこの候補地の決定の資料を頂いた時に、これでは分からないということで、もっと細かい資料を送って下さい、とお願いした。これは私の不信感であるが、本当であれば、この選定基準はすぐに送って頂くものである。しかし、依頼してから1週間以上も掛かっており、意見をまとめる前日にこの細かい資料が送ってこられた。また、送られてきた資料と、前に頂いた資料では点数が違っている。こういうことは本当はおかしい。最初の資料を出された時点で、十分に検討なされているのであれば、次の資料で評価が変わるというのはあり得ないと思う。「間違えました」と書いてあるが、どのような作業で最初に出されたデータと次のデータが簡単に変わるのか、ということをお聞きしたい。

それと今日頂いた資料ははじめて見たが、第一期、第二期となっているが、この前の視察の時に、この件に関しては、質問しているはずである。議事録を見ていただければ分かると思う。この先の構想があってここを選んだのではないのか、と聞いたら、その構想はありません、と答えた。これを見て驚いた。あの答えは一体何だったのかと。

以上2点をお聞かせ下さい。

#### 事業者

まず1点目。候補地9地点の一連の点数については、今詳しく調べている。貝類の種類については、今後の現地調査は、今回指摘された絶滅危惧種などが存在するかなどを再確認するための調査と認識しているので、その調査で詳しく確

認したいと考えている。その中でハイガイなども確認できるものと理解している。それから、前回の反省に立ってということであるが、資料によると、前回は平成 12 年 10 月に専門家の意見を参考に、当時戸馳に移植したことになる。その後のモニタリングについては、4 ヶ月後に調査をしたが、その時点では個体数を確認していると残っている。いずれにしても、委員の指摘のとおり、戸馳に移植したものが絶滅しているのであれば、再度確認して、その原因が何であるか、委員が言われたプランクトン等の問題であるのか、場所が悪いのか、そういったものを検証した上で、もし移植ということになれば、さらに専門家の意見を参考に、その対策法を検討していきたい

次に塩屋港の平面図のことであるが、一期工事、二期工事となっているが、この計画、構想がいつの時点のものなのか、確認できていない。いずれにしても、これは相当前に書いたものではないかと思っている。これには一期工事、二期工事、また左にも色々書いてあるが、基本的に現時点での計画としては、前回は回答しているが、今回の 14ha ということのみで考えているので、御理解頂きたい。

委員

では、30 点という点数の根拠について、まず 1 つ。それから向こうに移された場所の問題であるが、4 月に調べるというのは幼生を出すサイクルは 1 年に 1 回しか出さないで、そのサイクルを何回かしないと、それがそこに帰って来なくてそこで絶滅する。それからもう 1 つは、有明海、八代海全体への台風の影響が非常に大きい。台風で底質が大きく変わっている。台風の影響と両方であると思う。3 つ目は、このような図面があるということは、今回これだけと言っても、県で計画されているということではないのか。どんなに考えても、ここだけで止めるというのはおかしい。ここに書いてあるように続けて行えば、自然海岸がなくなるということになる。

委員

あまり底生生物には詳しくはないが、微生物関連でいうと、有明海に関係する研究者の方は、まだ微生物面からは見られていない。今、滝川先生を議長として、そういう微生物関連から一度見ていこうということになっている。海水には硫酸イオンが 2000 ~ 3000mg/l くらい含まれている。そこに有機物があると硫酸還元菌が必ず発生する。そのようなことで、底生生物よりも先に、いわゆる食物連鎖という考え方に立つと、微生物から見えていかないと、干潟の再生というのはあり得ない。本来干潟というのは非常に浄化機能を持ったところであるが、現在、浄化機能が弱い干潟になりつつある。それをどうするかということを、これから真剣に考えていかなければならない。

まだ研究成果と言えるほどではないが、遺伝子レベルで解析し、硫黄サイクルを明らかにしつつある。硫化水素の生物への影響などを慎重に検討していかなければならないと思っている。

それから前回の時に、次に海岸の先まで計画があるのではないかという指摘があったのは、私もクリアに覚えている。それに対して、この図面が既にあるということから考えると、今の事業者の回答はあまり正確ではないかと思う。

委員

追加意見であるが、県の環境基本条例や有明海・八代海再生に向けての熊本県計画など色々な資料を見たが、どう考えてもちょっとまずい。一番心配しているのは、これがもし社会に公になった時に、社会問題になるのではないかということである。その時は、県は大変なことになる。それを心配している。たぶんその可能性は高い。ものすごく危険性が高い。そういうところ十分踏まえてお返事を頂きたい。そういう意味からも、これまでの委員の意見に近い。

もうひとつ追加意見をいうと、今年の3月に出たレッドリスト2004の中にも、塩屋港は、ハビタットとして、残すべき重要な地域となっている。一方、同じ県庁内でこのような事業が行われている。意味は分かっていると思うが、私の意見の中でも記載したが、担当部局との連絡調整はどうなっているのか。そうしないと同じような問題が、このデータにしる、工事計画にしる、たくさん出てくる。確かに条例にも、その都度資料の提供を求められることができるとなっているが、同じ県庁の中で仕事をしているわけであるから、常に情報交換しながら問題がないようにしていくのが、昨今の流れではないかと思う。その点が非常に問題があると思う。基本的に思うのが、色々なデータがあり、公表されているものもある。ここは絶滅危惧種もあり、県のリストにもここはまずいと指定されている。その状況で、この事業を強行した場合に、どうなるかということである。そうやって、水俣病など過去の色々な環境問題を起こしてきた。

また、移植の問題にしても、例えばブナの木を植える時も、同じ山の種を蒔いて、そこに植えるということが、今慎重に言われている。よそから、例えば福岡からブナの苗を持ってきて植えるというのは、遺伝子の関係があつてまずい。その環境に適應しているわけだから。移植するから問題ないというのは、問題外である。移植してはいけない。これだけ貴重な生物がいた時代であれば、当然この評価は変わってしまうはずである。意見の中でも指摘したが、これに対する回答はない。各委員の意見の中にも評価が逆転するという意見があつた。もし、このデータが情報公開されたら県はどのように対応するのか、そこまで心配する。よほど勇気を持ってしないと、将来禍根を残してしまう。また、県の有明海、八代海の計画など色々な計画や環境基本条例などの趣旨からも本当に問題がある。最近の新しい学説で、エトーンというものがある。エトーンというのは、生物移行帯など、いわゆる干潟などのことで、これだけ干潟の重要性が叫ばれている時に、数々の問題があるのに、この事業を強行した場合には大変だろうと感じ、自分であつたら責任は取れない。本当にどのように言うべきか悩んだ。勇気を持っていくべきか、おとなしくしてレールの上、走っている電車に乗るだけにするのか。我々はストップする権限がないわけであるから。ただ、再生の技術はない。しかし、再生をしましょう、とある。再生の手法には、環境アセスでいえば、50項目くらいあるが、それを使えない。

委員

先ほど「今回は」考えていない、という答えだったが、私個人的には県の仕事として「今回は」というのはお粗末であると思う。環境問題を含めて、大きな目で見なければいけない問題が絡んでいるのに、「今回は」とされたら、将来はどうなるんだと考える。「は」が付くというのは、次は考えていないということ、次はどうなるか分か

らない。逆にいえば、先まで見通した形で、「今回は」という表現であれば、私も認めることはできる。先はどうか分からないということで、「今回は」ということは納得できない。

それから、アセスであるが、この今回の埋立だけなされたとしても、あの浜の 2/3 くらい占める。そうなると残った部分はほとんど浜としては機能しないと思う。残されても、環境は破壊されると思う。全部破壊されてしまう所を、私たちがこの会議で議論してどうなるのか、それも疑問である。影響があるというより、全部その自然が破壊されるわけで、小さなシオマネなど貝の話をして、私たちの審査会の意味というのはなんだろうと考えさせられた。少しずれるかもしれませんが。

委員

色々な意見が出ていますが、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局

委員の御意見は、前もって頂いているが、審査会の位置付けは、条例上は委員の皆様から技術上の意見を頂くものであり、事業の可否を決めるものではない。県の事業についての考え方については、我々環境政策課は、アセスの制度を運用していくという立場でしかないので、事業を実施することについての責任は、事業部局であり、最終的には意思決定機関の知事にある。しかし、知事は、環境の知事であり、事業実施の知事でもあり、色々な顔を持っているので、最終的には事業部局が責任を持ってやるというものだと私は理解している。

したがって、今回の事業についても、私ども事務局としては、委員の皆様の御意見に対して、返す言葉は非常に難しいが、事業部局の方でできるだけ回答してもらえないと理解している。大変失礼かとは思いますが、事務局はそのような立場であり、事業部局は事業する立場であることを御理解願いたい

公共事業については、昨今環境面などからも色々難しい問題があるが、あくまでも今回の案件については、まずアセスの制度があり、最終的には公有水面埋立法という法律の中で認可がされる。色々な法令をクリアしてはじめて事業実施となるが、委員からは、事業について総合的に検討する場はないのか、という意見もあったが、今はそれぞれの法律などで検討していくシステムになっているので、御理解いただきたい。

事業者

先ほどの質問の候補箇所選定を行う上での「海生生物への影響」の点数の件であるが、先に配付した資料の中にも書いてあるが、絶滅危惧種が存在する箇所については 30 点とし、絶滅寸前種がいる場合は 50 点という考えである。既存の文献をもとに候補地を選定した関係もあり、塩屋漁港には絶滅危惧種がいるということで 30 点を付けた。

あともう一件、最初の選定の資料を届けた後に、点数を変えて届けたことの原因である。最初に資料を届けた後に、中身について再チェックしたところ、点数の付け方に一部、漁港区域内・外という整備予定箇所について、点数の付け方に一部誤りがあったため、それを訂正して届けさせていただいた。

委員

危惧種がいたということで、30点とあるが、既に前の工事の時に、絶滅寸前種がいた。文献を用いて点数を付けられたのなら、30点でないのは明らかで、間違いである。50点である。それから、この9地点の決定、評価をいつされたのか。つまり、平成11年に環境アセス法が施行されているので、その後だったら、非常に厳しくなると思う。前だったのか後だったのか、その辺が一番重要である。それから、区域内・外で点数が変わると言われたが、文献であつたらそういうのは分からないはずである。

委員

今の3件の質問に対して事業者から回答をお願いしたい。

事務局

委員からいくつか事業者へ質問頂いているが、事業者に伺ったところ、なかなか即答できないものもあるようである。以前から委員の皆様から色々な意見を頂いているが、皆様の御意見で一番多かったのが、なぜこの事業をするのかということ、なぜここを選んだのかということであった。それに対して、事業者から資料が出されて、お配りしているが、それではまだ足りない部分がいっぱいあるのではないかとということで、さらに本日色々な御意見を頂いている。しかし、まだ方法書の段階で、今から調査し、予測、評価を進めていく段階である。その辺もふまえたところで、この審査会意見(案)の全般的事項の(1)の最後の所で、「事業実施の根拠や複数の候補地から選定した経緯を明確に記載する必要がある」とした。

次は準備書になるが、その中で明確に説明しないと、アセスを進めるにしても、事業そのもの、また事業に絡む色々なものがクリアにならないと、審査会としても判断ができないという意見であると考え、(1)にまとめた。本日の審査会で出た質問に対しては、事業者から回答をもらうことになるが、事業者からもう少し時間を頂きたいとのことである。次の準備書で以上のことを明らかにするという提案があつたが、それでよいからお尋ねしたい。

委員

そこが一番難しい。いずれ準備書、評価書が出てくる。そうすると、今のこの状況から考えると、こちらがアドバイスできない部分が多すぎる。全て環境が失われてしまうから。私たちは先のことを考えて、質問している。そこが問題である。止める権限がないことは分かっている。分かるが、準備書、評価書の段階で、何もなくなる。条例の中に対象事業等のどこかの文言で、問題のあるデータがあつた場合にはうんぬんということがあつた気がするが、少なくともそのようなコアソスのものがあつたと思う。このデータは問題があるわけである。問題がなければそこまでは言わない。あまりにも問題が多い。

もっと言うと、諫早湾の干拓でさえも、当時のやった人は有明海の他の地域では埋立、干拓はないという条件であれを造っているわけである。しかし、虫食い状態でジリジリやられてきて、大きな問題となってきている。エトーンという干潟の問題は、もっともっと今後大きな問題になると思う。熊本市でも、いろいろな地区でも問題視している。その時に、県は批判の矢面に立つだろうなと考える。それでは、ちょっといかんと思う。だから、環境は壊してしまつたら難しいわけである。特に干潟は、浄化作

用もあり、色々な問題がたくさんある。生態系もあり、漁業もある。性急にすることはなく、もう少し時間をかけても良いのではないかという気がする。もう一回色々な県の基本計画、マスタープランなど新しいデータに基づいて踏みとどまってやった方が良いのではないか。県知事の年始挨拶で、県庁マソはみんな広報マインドを持ちなさい、と言ったことは、そういうことではないか。色々な部局がどうしているか、ミスがないように総合的に判断できるように、と知事がおっしゃったはずである。性急にならず、もう少しこの辺からきちっとやったらどうか。これは、委員としての権限ではないが、みんな納得した上ですべきであると思う。

#### 委員

非常に難しい問題であると思うが、私はこの方法書段階の中で、公告、縦覧をルールどおりしているということであるが、日本の教育では、住民参加型の行政というものあまりなされていないと思う。私がイギリスに行った時、選挙があったが、授業の中で中学校の生徒がコンサルティブとレイバーに分かれて選挙運動を行う。生活に政治が密着しているというような教育制度ができていて、それは日本にはないと思う。そうすると、住民がこういった公告、縦覧があったとしても、本当に真剣に見ているのかと私自身疑ってしまう。したがって、本当は説明会等があつてしかるべきではないか。公告、縦覧ではなくて、説明会をして、それでいて住民から意見が出てこないのであれば、私たちもこのアセスの書類に従って進めていくべきであると思う。環境政策課でやっている、市民と熊本市の環境をどう守っていくかというワークショップにおいて、今度の金曜日の7時からまたあるが、そこにはっきりと自然環境を保護しようということが出てきている。そのような中で、本当にこの公告、縦覧だけで目を通す方がどれだけ居られるのかと思ってしまう。私が住民だとしても、たぶん行かない、自分に直接利害が被るような時でも知らされて初めて分かることであるが、ただそこに置いてあるということであれば知らないままで終わってしまう可能性がある。私たちは小さい時からイギリスのような教育を受けてこなかったし、私自身あまり関心なかったことを反省している。学生達を見ていると、本当に世の中の政治に疎い。そういう中で、ルールが作ってあるからそれでよいのだ、という考え方が本当に良いのか疑問に感じる。

#### 委員

1つ質問であるが、これは県の事業であると聞いてあるが、他の委員の話を聞いていると、県の中で他の報告書では非常に大事にしると書いてある場所であるとのことである。県がするとなれば県の中で意見の違いがあって、それが一本にならないと、大きな問題になるのではないか。ここは貴重だ、やっちはいけないという部局があり、また一方で他部局はやるとなれば、一体我々はどうすればいいのか、審査会に出てきたものを審査すればいい、ということで可否は問わないということは前から分かっているが、しかしちょっと何か不信感がある。県の中での意見というのが、一本にならないとちょっと不安になる。

#### 事務局

事業については最終的には事業部局が責任を持つことになる。説明責任なり、事業についての色々な意味での責任を持った上で、この事業が必要であるという立

場にたつて、事業部局は事業を継続することになる。私ども環境部局としては、環境面からは、当然何も無い方が良いが、実際には、ここに注意しなさいという意見しか言えない。最終的にそのような意見を踏まえ事業部局が決定するとものであると理解している。私どもとしては、委員の皆様が色々な意見、例えば反対であるなど、そのようなものは当然お持ちになっても結構であると思う。しかし、アセス審査会の運営を含めてアセス条例を預かる立場としては、アセス条例の中では委員の皆様からは、大変申し訳ないが、条例上の立場に立って、技術上の意見をいただくということになる。我々もそのような立場に立って、意見をまとめさせて頂いているという部分では、何人かの委員の反対であるという条例上の趣旨ではないので、大変申し訳ないが、意見としてはまとめられない。制度を預かる立場の課としては、まず方法書に対する意見(案)を見て頂き、アセスを進めていきたいと思う。

話は戻るが、1つの事業について県の全課が集まってといっても、おそらく結論は出ない。だから、事業部局が最終的に各課の意見を色々な形で、今回はその1つのアセス条例であり、公有水面埋立法であったり、他にもあると思うが、事業部局がそれを1つ1つクリアして行って、意思の決定がなされると私は理解している。その中の1つの手続がアセスであるので、私どもの立場からは、まず方法書に対する意見の審議をお願いしたい。私も色々な問題があることは十分認識しているつもりである。何とぞその当たりを理解して頂いて進めていただければと思う。

#### 委員

2点お聞きしたい。今の話であると、これは漁港課が最終的に責任を持って進めるということであるのなら、候補地の選定は点数配分でされていたが、誤りのまま進むのか。理由としては、一番点数が少ないからここに決めたとの説明であったはずだが、そこは間違いはないか。それに変わるきちとした説明がないまま進めて良いのかというのが1つ。

それからこの図面は、漁港課の方から出されたのか確認したい。

#### 事業者

色々委員の皆様から全般に渡り貴重な御意見を頂き、事業部局としては、十分認識して進めていかなければならないと理解している。委員の方から縦覧だけでよいのか、説明会が必要ではないか、という意見をいただいたので、アセスとしてはそのようなルールになっているが、やはり事業の中身を考えた場合、その付近まで事業部局としてはしなければならぬのかと考えている。したがって、その取扱いについては、検討していきたい。それから、事務局がいうように基本的には漁港課が事業部局であるため、今後事業を進めるにしても、全部当方で責任を持って事業をやっていきたい。あと、点数が変わればという指摘があったが、これについては我々としては、我々なりの考え方でこういった結論を出している。しかし、この審査会意見(案)にも書いてあるように、今後の環境の変化があった場合にも、それでも事業をゴリゴリ押していくのかということとそうでもないし、事業を急いで進めるわけではなく、皆様の御意見を踏まえ、十分参考にして、周囲の意見等を考えながら進めていきたいと考えている。

それから図面の件であるが、先ほど申したとおり、いつの時点でこの図面を描いた

のかは把握できていない。これは事実である。また、先ほど委員から御指摘のあった「は」という問題については、先だってから示している計画の元に、国の方と協議した中で、この事業を進めるという形になっている。そのため、現在私の立場から言えるのは、将来については、今の時点で言えないということであるので、現時点では、ということで「は」を使った。

委員

結局、点数化の問題はどうなるのか、またこの図面は誰がつくったのか。

事業者

たぶん描くならば漁港課の方であると思う。ただいつの時点で描いたのかは把握できていない。

委員

今、いつの時点が分からないといっているが、頂いた資料もであるが、必ず作成日をきちんと入れて欲しい。いつ作ったか分からないと、どう変わったかの経緯が分からなくなってしまう。送ってきた資料も日付などが入っていないので、いつ作って、いつ変更になったのか分からない。資料には必ず日付を入れて欲しい。

委員

「検討する」といわれたが、点数が変われば候補地を変えるべきである。色々ところで「検討する」ということは、普通、「検討しない」という言葉である。

委員

全般的な事項ということで、色々議論を長引いており、本来の目的のアセスについての時間が短くなってきている。今回、委員の皆様から頂いた御意見について、次の機会には事業者の方から正確に回答を頂くというでご了解頂きたい。また、書類は、必ず作った人または課、日付、そういったものを記載するものであるため、今後よろしく願いたい。特に図面などは必要である。それでは次の方に移らせて頂きたい。

委員

護岸構造物の(2)の、「防砂シートは、極めて重要な資材であるため、その素材や耐久性等について」というのはこれは酌み取り方であるが、陸の場合は必ずそういうことは明記されるので、この辺はできるだけ、例えば二重シートするなど、そういうことは明記していただきたい。どういう資材を使うのか、は明記するように願いたい。破損した場合ということがないように、そのあたりの対策を書いて頂きたい。それと浸透水については、埋立地の場合は浸出水というが、そういうものについても、どのようにするのかなど、不明な点が多いような気がする。また、それぞれ委員の専門領域が異なるので、浚渫土砂で利用できないものとはどういったものなのかとか、実際見たこともないようなこともありますので、そのような説明をクリアにして頂きたいと思う。土地利用計画については、前回の説明の時は、緑地公園化するという話であった。今回の図面は、漁港課から出されたというのは明確であるが、いつ出たのかが不明なので、これをもって宅地とはどういうことか、というのはちょっとおかしいかもしれないが、前の説明と異なる点等があるので、そのあたりをできれば事業者から

説明をお願いしたい。

事業者

この図面であるが、この図面に書いてある形は、現在我々は考えていない。方法書に記載しているように、埋立後については、緑地公園化と現時点では考えている。ただ土地利用については、今後埋立免許の申請という手続きが必要となるため、その時点までに関係の漁協や熊本市などの考え方も勘案しながら、より良い方向に検討していきたいと考えている。

委員

この辺りの意見については、準備書段階でクリアになってくるということでしょうか。

事業者

勿論である。

委員

準備書段階ということになれば、決定して工事を進めていくことになるのではないかと。

委員

あくまでアセスというのは、方法書に対して問題を投げかけて、その問題の対策を準備書の中に盛り込んでいくというもので、アセスの中で進んでいったからといって、事業が成立するというわけではないという判断でよろしいか。

事務局

はい。あくまで事業を計画した場合に、よりよい計画ということで、環境面から見るのがこの環境アセスという制度である。後は、公有水面埋立法などの手続、その他例えば経済情勢などもあって、場合によってはこの事業に限らず、延期されたりするものもある。アセスとは別の段階で、これは適当でないということもある。この関係ではないが、例えば、廃棄物処理法などはまた厳しい目で、地元の意見、説明などがあり、事実上延期されるというものもあるので、アセスが全てではない。あくまで計画の上で、このような環境上の調査をできるだけして、よりよい事業計画にのめり込みたいというのがアセスの本旨である。併せてこの審査会も同じ意味である。

委員

ただ予定地の選定した経過を明確に記載するということが、準備書で、もしなされるのであれば、目的としては、事業を進めるという形での準備書になるから、ちょっと失礼な言い方かもしれないが、作文にならないような説明にしていきたいというのが希望である。

事務局

今日委員の皆様からかなり厳しい意見も頂いているので、できるだけ新しい情報を元に、できるだけ皆様にまた県民にも分かりやすいような形で事業者には書いて頂きたい。

委員

今事務局から言われた最後の言葉をもう一步進めて、最後の言葉のとおり住民にもわかるように説明できる機会があればと思っている。

委員

[水環境] 水象 (1)であるが、大潮でだいたいこの辺では水塊として動く時は、15kmくらい動く。小潮でも5kmくらい動くと思う。そういうことを考えると、広い範囲で調べる必要がある。そして、調査地点をとるのも、私は 5km ごとでも良いのではないかと思う。横島干拓から白川の線を結んで 5km ごとにする。そしてその真ん中の所から、埋立地の所へT字型に同じように線を引く。海水は陸地と違い、水塊として動いていくため、その点を考えていきたい。  
あと1つは、ここの潮が引いた時の地形を見ると、湾状になっているので、そのような影響も出てくると思う。

事務局

確認であるが、今の意見はあらかじめ頂いた意見の中に測点の図が載っていたが、その図の話ということか、それとも別の話であるか。

委員

別である。できたらそういうふうにして欲しい、ということである。  
もう1つ、底質 のところであるが、最初の行のところの「砂質と砂泥質が交互に」というのを、「砂質と砂泥質の割合が」と変えて頂きたい。つまり、この割合が変わってくると、生物が変わってくるということである。

委員

底質 の一行目の「砂質と砂泥質が交互に変化して」というところを、「砂質と砂泥質の割合が変化して」と、修正をお願いする。  
また、特に阿蘇のカルデラが地下水のリザーバーになっていることで、熊本は地下水が豊富である。地下水、(1)の、地下水が海底から有明海や八代海に湧水して埋立土砂が軟弱化するおそれがある、ということも十分に考慮に入れて頂きたいと思う。

事業者

調査範囲を広げるという意見を頂いたが、準備書の作成に当たって委員の意見を受け止めさせて頂き、作成させて頂きたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

委員

この意見(案)は委員の各意見を集約されたものであるもので、逆に言えば事業者から不明な点などがあれば遠慮なく質問していただければと思う。それを準備書に反映して頂くということをお願いしたい。

委員

ここでちょっと確認しておきたいが、調査をして貴重種や絶滅寸前種が出た時、どのような対応をするのか。前回みたいに移植すると失敗する例があるので、具体的に出ると思うが、その時の対応を教えてください。

委員

私も同意見である。そういうふうなものがいた時、その後どうするかということについても記載する必要があると思う。

事務局

A8入の中では、方法書は調査計画書、準備書は評価書の1つ前の段階で、委員の皆様にも、県民にも見て頂くものである。準備書の中には、当然調査、予測、評価、

評価の中には当然に保全措置も入るので、例えば移植が適当であるのか、別の方法があるのかなど、その当たりも併せて準備書にも書くようになっている。

委員

もう1つ、動物(1)のところ、プランクトンの調査は昼と夜で実施する必要であるということであるが、プランクトンの性質からすると、ただ浮遊しているのではなく、ある深さを選んで浮遊しているということが、だんだんに分かってきている。昼間の場合、浅いところにへばり付いていたものが、日没30分くらいになると一斉に浮き上がってくる。今までいないものがこんなにいたのか、ということになるので、その辺のところを考えて調査して欲しい。

委員

これには書けないとは思いますが、前回の時も言ったが、採集した標本類の処置であるが、これはある程度キチッとしませんか。県の博物館もできる。そこに持っていくのか、どこできちっと管理するのか、せっかく調査をして標本を採るわけだから、標本の行き場所についても、きちとした方向を示して欲しい。例えば、採集した標本類はすべて県立博物館に納めるなど。あとで同定もでき、データだけでなく実物があれば間違いも確認できる。

事務局

前日も同意見を頂いているが、前回は事業者のコンサルタントの方で保管しているということであったが、今回に関してどうするのかということは、事業者の方でどのようにするのかは、保管場所や保管するかどうかも含めて、検討して頂きたい。

委員

生態系のところの水質浄化機能について、具体的にどのくらい能力があるかということの数値で出せないか。前日も言ったが、どこから出た数字かはっきり分らないが、例えば白川河口域では熊本市の2万人分くらいの浄化能力があるとのことである。実際埋め立てると浄化能力は減っていくわけであるから、その辺で何か数値的に表せないか。アセスでは何か数値的に調べているのはあったか。

事業者

水質浄化機能については、方法書では定性的に評価をしようと考えており、定量評価は色々難しい問題もある。

委員

干潟の水質浄化機能というのは非常に難しい問題であって、今まで海流はどう変化するかなどが中心であったが、今後は干潟の浄化機能という、今までブラックボックスにされていたのを、もう少し深く見ていこうという検討になっているの。したがって、今のところは定性的ということになるのではないかと思う。しかし、本当は定量的に扱っていかねばならないことで、それによって干潟の重要性が、さらに皆さんに理解していただけたらと思う。

委員

[環境影響を受ける範囲であると認められる地域]については、範囲についての広がりとか、今回の意見の中にあるので、その辺は正確に把握して頂き、次回の準備書に正確に反映していただければと思う。

委員

[その他](2)の最後の「努力を行う」という言葉は削除して良いのではないか。

事務局

了解。

委員

[全般的事項]に時間をとったが、その後のアセス本来の所については、できるだけ事業者は準備書に反映して頂きたいと思う。今回の方法書は、非常に抽象的な表現が多かったので、できるだけ具体的に記載していただければと思う。

事務局

今日審査会意見(案)を御審議頂きましたが、今後、事業者は調査を行い、準備書を作成する。今回の審査会意見を踏まえ、知事意見を出す、知事意見に対する事業者の見解も準備書の中に入れていくので、冒頭、議論頂いたものも[全般的事項]で取り上げられていると思うので、事業者に責任を持って記載して頂きたい。

配付資料

会議次第

「塩屋漁港広域漁港整備事業」に関する環境影響評価手続き等について  
(次第裏面)

「塩屋漁港広域漁港整備事業」環境影響評価方法書  
(事前配付)

「塩屋漁港広域漁港整備事業に係る環境影響評価方法書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見(案)